

十和道の駅工事着工へ

四万十町議会の解散発議を否決

九月十三日、四万十町議会九月定例会が開催され、認定議案2件、条例議案5件、補正予算議案5件、人事議案1件、その他の議案6件について審議し、十八人による一般質問、請願・陳情について協議し、十日間の会期日程を終え二十一日閉会となりました。

■町長行政報告

定例会の冒頭六月定例会以降の主要な行政運営について次のとおり報告しました。

「二十一世紀の四万十町のあるべきまちの形を実現するため、新町としての合併後の行政課題への挑戦がはじまった」として、総合振興計画、行財政改革、合併プロジェクト事業の推進経過について述べたあと、キリンビールに続いて四国電力と「協働の森事業」協定を締結したこと、影野インターチェンジが国交省の新直轄方式により、平成二十年後半の予定で、平成二十年代半ばの予定で、早い時期に開通となる見込で、来月には須崎・窪川間八本のトンネル工事の起工式が行われるなどについて報告しました。また、障害者自立支援法施行に伴う利用者の厳しい実態への対応として町独自の負担軽減策を早期に講じるように準備していると述べました。

合併協議で確認された合併プロジェクト事業等について、具体の調査研究を行う内部協議組織として「地域情報システム(ケ

ーブルテレビ等)整備」「給食センター建設」「庁舎建設等」「公共交通」など六つのプロジェクトチームを設置しました。

■九月補正予算の内容

一般会計と四つの特別会計の補正予算。「平成十八年度一般会計補正予算第1号」は、歳入歳出それぞれ三億九千二百九十四千円を追加し予算の総額を百三十七億九千九百九十一万一千円とする内容。主な事業は四万十清流消防署西分署庁舎二億四千五百万円。これまで旧大正町・旧十和村の二カ所に事務所を置いていたものを統合するもので、合併前の引継ぎ事業として設置場所も十和地域の茅吹手で調整していたものです。議会での「庁舎場所が狭隘地で防災上も適切でなく、その地理的条件から工事費が割高となっている」等の審議から、設置場所については、これまでの支援関係者の納得性を踏まえて再度協議し早期の着工を図るとしました。

■十和道の駅条例など7件

条例議案は「総合交流拠点施設

設条例」など7つの条例議案が原案どおり可決しました。

「総合交流拠点施設条例」は四万十町の西の玄関口に来年七月完成予定となる「十和道の駅」の設置条例で、地域内外との交流促進や地元産品の発掘開発販売などのものを作りを目的とした中核施設として指定管理者での運営、利用料金等について規定されています。窪川の「あぐり窪川」と同規模の施設であるものの通行量・入り込み客数などから採算運営には今後の充分な検討が必要とされています。同日、工事請負締結議案も審議され、請負者は、「田邊・芝特定建設工事共同企業体」となりました。

「国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」と「国民保護協議会条例」は、継続審議となっていたもので、総務常任委員会は、少数意見を留保し原案可決の報告を行いました。武力攻撃に伴う被害の最小化、町民の避難・救援を行う本部機能を定める条例とその町計画を定める審議会組織の設置条例。

「国民健康保険条例の一部改正条例」は、出産育児一時金を五万円上乗せし三十五万円とする内容。

その他「福祉医療費助成に関する条例の一部改正条例」、「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正条例」、「昭和高齢者創作館条例の一部改正条例」を審議可決しました。

■人権擁護委員

今井八枝さんを推薦

人権擁護委員は国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、侵犯された場合はその救済をする役割を担い、法務大臣が委嘱するもので任期は三年間。今井氏(西川角)は、平成十六年からその職についており今回再任されるよう議会に推薦をもとめたものです。

■陳情・意見書等を審査

陳情7件・請願2件について所管の常任委員会が審議した。

「高知銀行大正支店の移転に対する要望」については不採択としました。この陳情は、高知銀行大正支店が老朽化していることから大正支所の空き事務スペースに事務所移転を図ろうとする動きに対し、本町周辺が寂れるから移転しないようにとする本町地区の訴え。これまで旧大正町で協議されてきたものです。

また議会は、平和憲法にのっとり非核三原則をまもり核廃絶を訴える「非核平和町宣言」に関する決議、「津野町の応募・調査・誘致計画を断念するよう」「津野町の高レベル放射能廃棄物最終処分場の応募と誘致に反対する決議」を全会一致で決議し議会意思を表明しました。議会初日に議会自主解散の発議。賛成少数で否決されました。

請求解散 有効署名8,203

住民投票 回避へ一致

七月二十五日から行われており、四万十町議会解散請求者署名簿の署名収集が

終了し、八月二十八日に請求代表者安岡宏高氏より四万十町選挙管理委員会に九、〇二一人の署名がされた署名簿の提出がありました。選挙管理委員会では、署名簿の審査を九月十七日に終了し、有効署名数を八、二〇三人と決定。四万十町役場において九月十八日から二十四日まで署名簿を関係者の縦覧に供しました。その結果、異議申出の届出はなく、選挙管理委員会は九月二十六日に有効署名数を八、二〇三人と確定し、同日に署名簿を請求代表者に返付しました。

これまで、議会と議会解散グループは数回の協議を重ね、シコリが残る住民投票を回避したい方向で一致。当初、議会側は議員報酬二十%削減案を提示したが、グループ側は議会運営を二十六人分の費用で行う対案を再提示。議会側は三十日、この削減案の受け入れを了承し住民投票の回避を確認しました。その後請求代表者と最終協議が行われました。協議の中で、請求代表者は、議会も署名者の意思を真摯に受け止めてくれたとして、議会解散請求書の提出を行わないことと合意し、住民投票は回避されることとなりました。